

(写)

平成 29 年度第 3 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 30 年 3 月 8 日 (木) 午前 10 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 大崎 秀夫 くまがい 澄子 桑原 公平
相馬 なるみ 濱田 一成 福井 清一郎
本田 彰男 六田 文秀 渡辺 芳子

(事務局) 総務部長 針谷 弘志 総務課長 高木 信之 総務係長 和田 幸雄
総務係 黒川 哲

【会議概要】

1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、9 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

福井委員、本田委員の 2 名を選出

4 事務局説明

資料について説明

- ・「特別職退職手当の見直しについて」

(総務課長) 事務局案として、次のとおり提案する。

- ・区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の支給率を、平成 30 年 4 月 1 日より、現行から 2.82%引き下げる。

5 質疑応答

(本田委員) 選挙管理委員の報酬を 23 区で初めて日額に変更したことなど、本審議会では様々な実績を残しており、会長や委員の皆様には敬意を表したい。また、行政、新宿区にも感謝を申し上げたい。

常勤の監査委員について、平成 3 年に退職手当が導入された理由を教えてください。

(総務課長) 以前は常勤監査委員がいなかったが、平成 3 年に、常勤監査委員の職が新設さ

れたため。

- (本田委員) 平成3年以前は、非常勤の監査委員だったということか。
- (総務課長) そのとおりである。
- (桑原委員) 引き下げ率の2.82%は、すべての職で同じか。
- (総務課長) 2.82%は、すべての職で同じである。それぞれ職ごとに基礎となる額が違うため、退職手当の額にも差が出ている。
- (桑原委員) 退職手当の額はどのように算出するのか。
- (総務課長) 退職の日の給料月額に一定の割合をかけて計算している。区長の給料が1,168,000円で、割合をかけると、退職手当の影響額も差が出てくる。
- (渡辺委員) 副区長、教育長の再任はあるのか。
- (総務課長) これまでの例で申し上げますと、再任はある。
- (渡辺委員) 退職手当は、任期ごとにその都度支給しているのか。
- (総務課長) その都度支給することになっている。
- (本田委員) 広報しんじゅくに、毎年11月、職員の給料の状況が公表されており、特別職の報酬等の状況についても掲載されている。それによると、区長や副区長には、地域手当が支給されているが、教育長や常勤監査委員にも地域手当は支給されているのか、金額も教えてほしい。
- (総務課長) 平成29年4月1日現在の額だが、区長は151,580円、副区長は121,550円、教育長は103,610円、常勤監査委員は90,610円である。いずれも月額で支給されている。
- (本田委員) 地域手当は、退職手当に含まれるのか。
- (総務課長) 含まれない。退職手当は、月額給料のみで算出する。
- (本田委員) 地域手当は、この審議会では、平成22年に2回ほど審議されている。地域手当は区民に理解されるものか。千代田区、港区、文京区、中野区の4区で地域手当を廃止している。新宿区では、地域手当に対して、どのように考えているか。
- (総務課長) 地域手当が廃止されている千代田区、港区では、退職手当がそれぞれ、24,064,000円、22,566,740円で、新宿区を大きく上回っている。新宿区は高い水準にあるとは考えていないため、地域手当のみに焦点をあてて、議論することは考えていない。
- (濱田会長) 地域手当ができた経緯を説明いただきたい。
- (総務部長) もともとは国家公務員の制度。国家公務員は、様々な地域で勤務する可能性があるが、例えば地方の北海道と東京とでは物価が異なることから、勤務する場所によって給与の額を変えるため、地域手当によって差を設けている。特別区や新

宿区においては、ほぼ全員が新宿区内での勤務のため、地域手当という考え自体がそもそも馴染まないものだが、地域手当を廃止した場合に、給料本体を上げる必要があるのかなど、地域手当については様々な議論がある。

退職手当は給料月額が基準となるため、仮に地域手当を廃止した場合、職員の生活保障を考慮し、本俸を増額する必要が出てくる。そうすると、給料月額を基準にする退職手当も増額することになる。

地域手当を廃止し、本俸に組み入れるべきであるとか、国との均衡を考慮し、本俸とは別に地域手当を措置するべきであるとか、様々な考えがある。

現在、新宿区において、一般職は地域手当 20%という考えで、他の自治体との均衡も図りつつ、やっているものである。

(本田委員) 地域手当は地方の格差をなくしていく目的があると思う。特別職に地域手当を支給することは理解が得られるのか。

地域手当を廃止している千代田区、港区などは月額給料が高い。千代田区は128万円となっている。月額給料が高くなると、退職手当も高くなる。退職手当を抑えるために、勤務月数を少なくして退職手当を計算しているのではないか。

特別職に対しては、地域手当を変えたかたちで支給する方が区民にとっては、わかりやすい。

(濱田会長) 千代田区や港区で、4年任期のところ、例えば3年数か月というように、月数を減らして退職手当を支給しているのではないかと、ということについては、おそらくそれはないと思う。4年勤めたら4年分を支給しているはずである。地域手当を支給していない区において、退職手当の支給月数を引き下げている区があることは、なかなか考えにくい。区では、そのあたり把握しているか。

(総務課長) 調査したことはないが、会長が仰ったとおり、通常は、支給月数を減らして退職手当を支給することは考えられない。

(くまがい委員) 平成30年2月の特別区の組合交渉妥結を踏まえて、新宿区としては、特別職の退職手当を2.82%引き下げるといって方針決定をし、この審議会を開催しているという理解でよいか。

(総務課長) そのとおりである。

(くまがい委員) 引き下げをしない区もある中で、新宿区が引き下げをする決定に至った理由を教えていただきたい。

(総務課長) 退職手当はこれまで2回引き下げを行っている。昭和59年に15%程度、平成25年に10%程度引き下げた。影響額が大きかったためであり、今回も約70万円と大きい額である。また、一般職が全員、平成30年4月1日からの施行となる

ため、特別職も合わせて実施するのが適当と判断し、提案させていただいた。

(くまがい委員) 一般職員にとっては、数十万円という額は非常に大きい。国家公務員と横並びで実施していくのはどうかとも思うが、既に組合交渉が妥結して、それに伴って特別職も引き下げる方針になったというのは理解できる。

(福井委員) 監査委員は何名いるのか。

(総務課長) 4名で、今回提案している常勤監査委員は1名。非常勤の監査委員は3名で、議員、弁護士、会計士である。

(本田委員) 監査委員はどのように選出するのか。

(総務課長) 区長から提案し、議会の議決を得て決まる。

(濱田会長) 区の考え、説明に異論はあるか。くまがい委員は了解とのことだったが、他の委員はどうか。

(一同) 異議なし。

(濱田会長) 特に異論はないようなので、休憩とする。休憩の間に、これまでの意見を踏まえて、意見案文を作成する。準備が整い次第再開する。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に意見文の朗読を求める。

(事務局) 一意見案文朗読一

(濱田会長) この意見案文については、今日出た意見のみではなく、これまで審議会で議論してきた内容を踏まえて作成したものである。意見案文について、何か意見はあるか。

(一同) 異議なし。

(濱田会長) では、審議会の意見としてこのようにまとめる。

7 閉会

